

別 表
【九州エリア】

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円として、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) ロの場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整額の算定

(1) 燃料調整費

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価

額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ の値は次のとおりとします。

$$\alpha = 0.053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間

	までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 か月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、従量制供給の場合の基準単価は次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 13 銭 6 厘

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサル調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (52,500 円 - 離島平均燃料価格) × (2) の
離島基準単価 / 1,000

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を上回り、かつ、78,800 円
以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 52,500 円) × (2) の
離島基準単価 / 1,000

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 78,800 円を上回る場合離島平均燃料
価格は、78,800 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (78,800 円 - 52,500 円) × (2) の離島基
準単価 / 1,000

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用
期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日 までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日

	までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

燃料費調整額は、その 1 か月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ホ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、従量制供給の場合の基準単価は次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 3 厘

ヘ 燃料費調整単価等の通知

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社ホームページおよび毎月発行する電気料金請求書で通知いたします。

4. 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ) 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) により、契約負荷設備の総容量を算定することが不適当と認められる場合は、別表4（標準容量換算表）による負荷設備容量に単体 500 ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。ただし、寮、アパート等は、建物構造を参考に協議決定いたします。

5. 標準容量換算表

取付灯数による負荷設備容量は、次のとおりといたします。

なお、多灯式けい光灯は、管数にかかわらず1灯とし、コンセント、分岐ソケットおよびテーパータップは、差込口の数を取付灯数に算入いたします。

（単位：キロボルトアンペア）

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
以下											
10	1.4	1.7	108	6.5	7.7	206	9.9	12.2	304	13.3	16.7
12	1.7	2.0	110	6.6	7.8	208	10.0	12.3	306	13.4	16.8
14	2.1	2.4	112	6.6	7.9	210	10.0	12.4	308	13.5	16.9
16	2.5	2.8	114	6.7	8.0	212	10.1	12.5	310	13.5	16.9
18	2.7	3.0	116	6.8	8.1	214	10.2	12.6	312	13.6	17.0
20	3.0	3.2	118	6.9	8.2	216	10.3	12.7	314	13.7	17.1
22	3.1	3.3	120	6.9	8.3	218	10.3	12.7	316	13.7	17.2
24	3.2	3.5	122	7.0	8.4	220	10.4	12.8	318	13.8	17.3
26	3.3	3.6	124	7.1	8.5	222	10.5	12.9	320	13.9	17.4

28	3.4	3.7	126	7.1	8.5	224	10.5	13.0	322	14.0	17.5
30	3.5	3.9	128	7.2	8.6	226	10.6	13.1	324	14.0	17.6
32	3.6	4.0	130	7.3	8.7	228	10.7	13.2	326	14.1	17.7
34	3.8	4.2	132	7.3	8.8	230	10.8	13.3	328	14.2	17.8
36	3.9	4.3	134	7.4	8.9	232	10.8	13.4	330	14.2	17.9
38	4.0	4.5	136	7.5	9.0	234	10.9	13.5	332	14.3	17.9
40	4.1	4.6	138	7.5	9.1	236	11.0	13.6	334	14.4	18.0
42	4.2	4.7	140	7.6	9.2	238	11.0	13.7	336	14.4	18.1
44	4.3	4.8	142	7.7	9.3	240	11.1	13.8	338	14.5	18.2
46	4.3	4.9	144	7.8	9.4	242	11.2	13.9	340	14.6	18.3
48	4.4	5.0	146	7.8	9.5	244	11.2	14.0	342	14.7	18.4
50	4.5	5.1	148	7.9	9.5	246	11.3	14.0	344	14.7	18.5
52	4.6	5.2	150	8.0	9.6	248	11.4	14.1	346	14.8	18.6
54	4.6	5.3	152	8.0	9.7	250	11.4	14.2	348	14.9	18.7
56	4.7	5.3	154	8.1	9.8	252	11.5	14.3	350	14.9	18.8
58	4.8	5.4	156	8.2	9.9	254	11.6	14.4	352	15.0	18.9
60	4.8	5.5	158	8.2	10.0	256	11.7	14.5	354	15.1	19.0
62	4.9	5.6	160	8.3	10.1	258	11.7	14.6	356	15.1	19.0
64	5.0	5.7	162	8.4	10.2	260	11.8	14.7	358	15.2	19.1
66	5.0	5.8	164	8.5	10.3	262	11.9	14.8	360	15.3	19.2
68	5.1	5.9	166	8.5	10.4	264	11.9	14.8	362	15.3	19.3
70	5.2	6.0	168	8.6	10.5	266	12.0	14.9	364	15.4	19.4
72	5.3	6.1	170	8.7	10.6	268	12.1	15.0	366	15.5	19.5
74	5.3	6.2	172	8.7	10.6	270	12.1	15.1	368	15.6	19.6
76	5.4	6.3	174	8.8	10.7	272	12.2	15.2	370	15.6	19.7
78	5.5	6.3	176	8.9	10.8	274	12.3	15.3	372	15.7	19.8
80	5.5	6.4	178	8.9	10.9	276	12.4	15.4	374	15.8	19.9
82	5.6	6.5	180	9.0	11.0	278	12.4	15.5	376	15.8	20.0

84	5.7	6.6	182	9.1	11.1	280	12.5	15.6	378	15.9	20.0
86	5.7	6.7	184	9.1	11.2	282	12.6	15.7	380	16.0	20.1
88	5.8	6.8	186	9.2	11.3	284	12.6	15.8	382	16.0	20.2
90	5.9	6.9	188	9.3	11.4	286	12.7	15.8	384	16.1	20.3
92	5.9	7.0	190	9.4	11.5	288	12.8	15.9	386	16.2	20.4
94	6.0	7.1	192	9.4	11.6	290	12.8	16.0	388	16.3	20.5
96	6.1	7.2	194	9.5	11.6	292	12.9	16.1	390	16.3	20.6
98	6.2	7.3	196	9.6	11.7	294	13.0	16.2	392	16.4	20.7
100	6.2	7.4	198	9.7	11.8	296	13.1	16.3	394	16.5	20.8
102	6.3	7.4	200	9.8	11.9	298	13.1	16.4	396	16.5	20.9
104	6.4	7.5	202	9.8	12.0	300	13.2	16.5	398	16.6	21.0
106	6.4	7.6	204	9.9	12.1	302	13.3	16.6	400	16.7	21.1

6. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ ケーブル

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60

9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

（イ）出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものいたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）× 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換 算 容 量 （入力〔キロワット〕）		
出力 （馬力）	×	93.3 パーセント
出力 （キロワット）	×	125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算値といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 （キロボルトピーク）	管 電 流 （短時間定格電流） （ミリアンペア）	換算容量（入力） （キロボルトアンペア）
治 療 用 装 置			定格 1 次最大入力 （キロボルトアンペア） の値といたします。
診 察 用 装 置	95 キロボルトピーク 以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4

		下	
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク 超過 100 キロボルトピーク 以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク 超過 125 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク 超過 150 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

ロ イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入

力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

7. 契約容量の算定方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合には、契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8. 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率(パーセント)} = \frac{\frac{100}{\text{パーセント}} \times \left\{ \frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right\} + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \left\{ \frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right\} + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \left\{ \frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right\}}{\text{機器総容量}}$$

9. 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ ネオン管灯

変圧器 2 次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ 水 銀 灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100 ボルト	200 ボルト
40 以下	20	4.5
60 以下	30	7
80 以下	40	9
125 以下	50	9
200 以下	75	11

250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100 ボルト	50	50	75	75	75	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	20	30	30	40

(ロ) 3 相誘導電動機 (使用電圧 200 ボルトの場合といたします。)

電動機 定格出力	馬力	1/ 4	1/ 2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワ ット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサ を取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応する イに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機 (使用電圧 200 ボルトの場合といたします。)

イ 交流アーク溶接機

溶接機最大入 力 (キロボルト アンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
-----------------------------	---------	---------	-----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------------

コンデンサ取 付容量 (マイク ロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900
-------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

(4) そ の 他 (1), (2)および(3)によることが不適當と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

10. 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合は、送配電事業者が供給条件に定めた計算式を元に算出し、その値を基準といたします。

附 則

実施期日

この別表は、2022 年 2 月 21 日以降のお申込みから適用し実施いたします。